

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

#### ○ 企業間の連携

当社は、柔らかすぎる、または硬すぎる難削材の金属切削加工が強みなため、

企業間の試作相談、発注などを通じて、より性能向上、コスト削減などにつながる提案を行い、サプライチェーン全体での付加価値向上、イノベーションを促進します。

#### ○ グリーン化の取組

古い設備の更新を順次進めるとともに、取引先と効率的な受発注を協議し、

サプライチェーン全体で省エネ、低炭素化の推進を図ります。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。また下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意する。

#### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、材料仕入先、外注先事業者など年に複数回以上の協議を行うとともに、関係者の適正な利益、労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ② 手形などの支払条件

取引先への代金支払いは、現金で行っており、手形での支払いは行ってません。

#### ④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

- 従業員が独自の判断等によらない判断・業務運用できるよう、購買基本方針を定め、購買担当への配置時の社内教育を徹底するとともに、どの従業員でも購買基本方針がいつでも閲覧できるように配慮します。
- 営業記録の文書化や社内共有で、取引の透明性確保を図り、不適切な対応の排除を行うことで、取引先との長期的な信頼関係の構築や取引改善に繋げます。

2024年7月7日

有限会社 エース

企 業 名

代表取締役 左裕隆

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。